

江別市議会基本条例の一部改正
(案)

令和2年4月
江別市議会

江別市議会基本条例の一部改正（案）について

1 改正の背景と目的

平成25年4月に制定した江別市議会基本条例は、議会に関する基本的事項を定め、自らの責務を果たし、市民参加を推進し、市民との協働の下、市民の意思を市政に適切に反映するとともに、市民福祉の向上と市政の発展を目指し、市民に信頼される議会を築くことを目的としています。

議会への請願及び陳情（※）は、市民からの政策提言と受け止めていることから、江別市議会基本条例において陳述機会の確保について規定することとされましたが、本条例によって初めて実施するものであることから、まずは請願審査から行うこととしました。

請願審査における陳述機会の確保は、平成25年6月からの試行を経て、平成30年6月から本格実施しており、これまでの運用実績を検証した結果、陳情についても、陳情者から趣旨や目的を把握することが重要であり、請願審査と同様に陳述の機会を設けたいと考えていることから、市民の皆様から御意見を募集いたします。

2 改正の概要

陳情審査において、陳情者の希望に応じて陳情の趣旨や目的などの意見を聞くための陳述の機会を設けるため、江別市議会基本条例の一部改正を行うものです。

3 施行期日

令和2年6月25日からの施行を予定しております。

※市民の皆さんの要望を市政に反映させる方法の一つに請願や陳情があります。
議員の紹介があるものを請願といい、議員の紹介がないものを陳情といいます。

